

公共経済学（第9回）

担当 橋本 悟

（1）租税の種類

租税は、国、都道府県、市町村がそれぞれ徴収している。徴収主体の区分に応じ、国が徴収する税金を国税、都道府県または市町村が徴収する税金を地方税という。徴収主体の租税は、課税ベース（課税対象）により分類することができる。

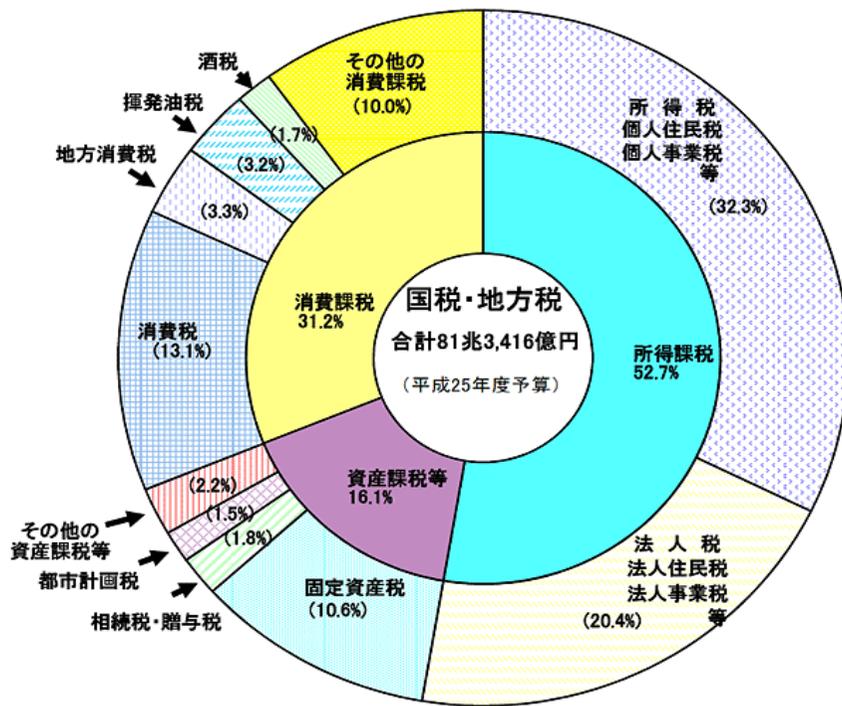
税は経済活動のあらゆる部分から広く、浅く徴収するのがよい。実際にも国民の所得、消費、資産、流通の広い部分から徴収している。

表 租税法、地方税法で定められている税の例（地方独自の税は除く）

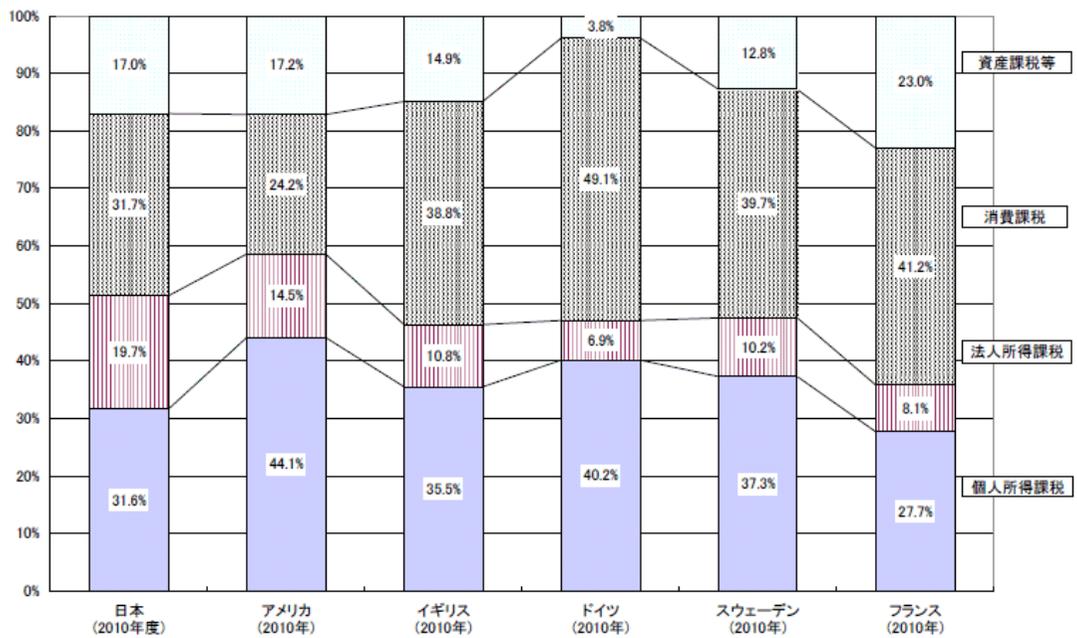
| | 国 | 都道府県 | 市町村 |
|----|---|--|--|
| 所得 | 所得税 法人税 | 道府県民税 法人・個人事業税 | 市町村民税 |
| 消費 | 消費税 酒税、たばこ税 たばこ特別税、揮発油税 石油ガス税、自動車重量税 航空燃料税、石油石炭税 地方道路税 電源開発促進税 とん税、特別とん税 関税 | 地方消費税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 | 市町村たばこ税 入湯税 鉱産税 鉱区税 狩猟税 軽自動車税 |
| 資産 | 相続税 贈与税 地価税（停止中） | 不動産取得税 自動車取得税 | 固定資産税 特別土地保有税 事業所税、都市計画税 水利地益税 |
| 流通 | 印紙収入 | 狩猟者登録税 入猟税 | |

※揮発油税と地方道路税を合わせて、ガソリン税（通称）という。これらは道路特定財源として使われていた。

(国税・地方税の税収)



(課税分類の国際比較)



(以上：財務省ホームページより抜粋)

(2) 個別の税の概要

1. 所得税¹

1年間の所得（給与所得、利子所得、事業所得、雑所得など）をすべて合算して、総合課税する。

①所得税の計算

収入金額－必要経費＝所得金額

↓

所得金額－所得控除＝課税所得

↓

課税所得×税率＝所得税額

②所得控除の例

- ・基礎控除 38万円（すべての人に認められる）
- ・配偶者控除、扶養控除（38万円）⇒16歳以上が対象

生計をともにする配偶者や扶養家族で、その人の所得が38万円以下の場合に対象となる。

- ・社会保険料控除、生命保険料控除

自分自身や配偶者やその他の親族のためにその年（1月～12月）に支払った社会保険料、生命保険料、および個人年金保険料が対象になる。

- ・勤労学生控除 27万円

合計所得金額が65万円以下でかつ給与所得以外の所得が10万円以下の学生が対象。

③税率と超過累進課税

（税率）昭和61年までは15段階、その後平成11年から18年までは4段階（最小）となった。

| 改正前（H11～18） | | | 改正後（H27） | |
|--------------|-----|----------|---------------|-----|
| 課税所得 | 税率 | | 課税所得 | 税率 |
| ～330万円まで | 10% | ⇒ | ～195万円まで | 5% |
| | | | 195万円～330万円 | 10% |
| 330万円～900万円 | 20% | | 330万円～695万円 | 20% |
| | | | 695万円～900万円 | 23% |
| 900万円～1800万円 | 30% | | 900万円～1800万円 | 33% |
| | | | 1800万円～4000万円 | 40% |
| 1800万円以上 | 37% | 4000万円以上 | 45% | |

（累進課税方式）日本は**超過累進課税方式**を採用している。

¹（参考）財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei02.htm>）

2. 消費税（日本はE U型付加価値税方式を採用）

(売上額－仕入額)×税率＝納税額（付加価値の部分に課税されるのが特徴）

納税義務者：国内取引の納税義務者は個人事業者、法人であり、また輸入取引の場合の納税義務者については保税地域から外国貨物を引き取る者となる。

例 豆腐を生産して販売する過程で考える。

①農家が大豆を生産し、それを豆腐屋に販売した。

原材料：0円、豆腐屋への販売価格：50円

※農家の付加価値は、 $50 - 0 = 50$ 円、消費税額は、 $50 \times 0.08 = 4$ 円

この農家は、豆腐屋に $50 + 4 = 54$ 円 で販売する。

②豆腐屋が大豆を購入し、それを豆腐に加工して消費者に販売した。

原材料（大豆の購入価格）：50円、消費者への販売価格：100円

※豆腐屋の付加価値は、 $100 - 50 = 50$ 円、消費税額は、 $50 \times 0.08 = 4$ 円

この豆腐屋の消費者への販売価格は以下になる。

$100 + 4$ （農家からの消費税額） + 4 （豆腐屋の消費税額） = 108円

消費者の支払う消費税額は8円であるが、4円は農家が、残りの4円は豆腐屋が政府に支払うことになる。

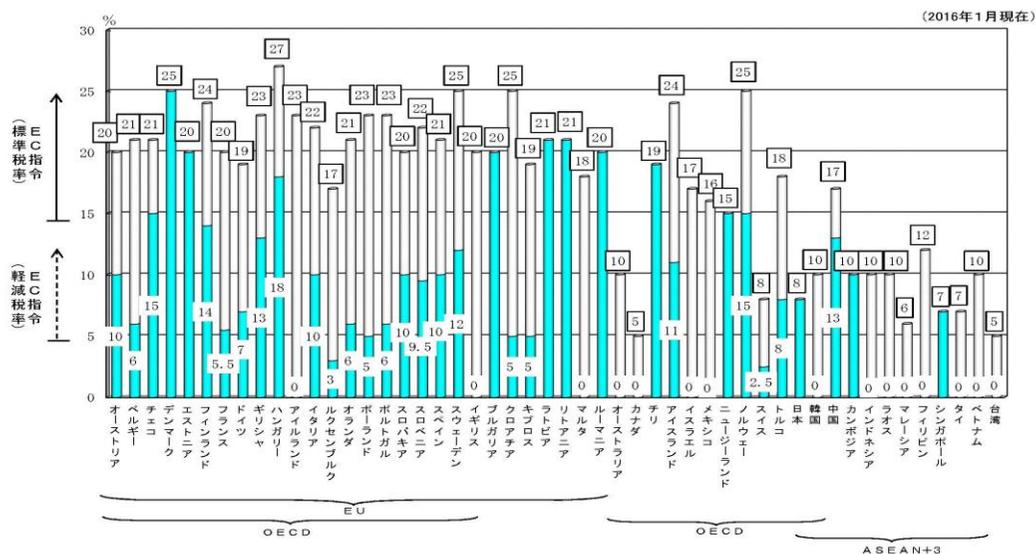


図 世界の消費税率（アメリカは州により異なる。例：ニューヨーク 8.875%）

3. 法人税：http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/index.htm

法人税額の計算：法人税は法人所得に対して課税される。

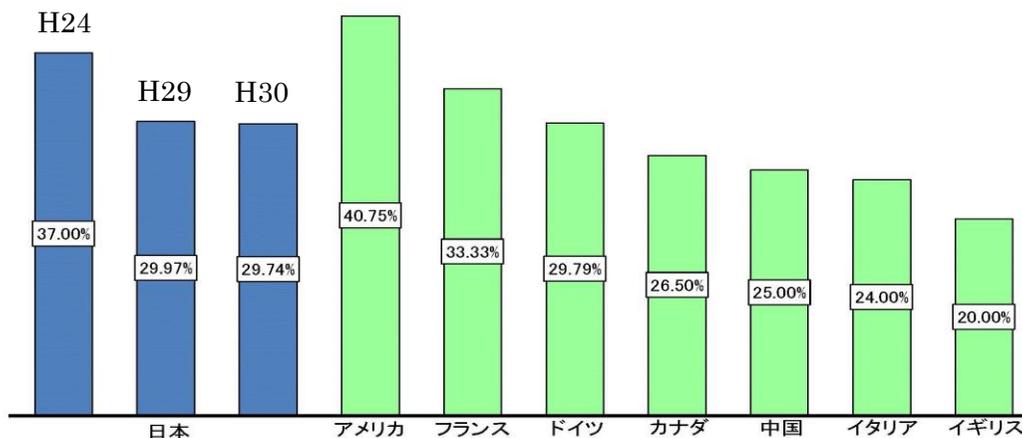
$$\text{法人所得（利益）} = \text{益金（収益）} - \text{損金（費用）} \quad \text{税額} = \text{法人所得} \times \text{税率}$$

（税率）基本税率は 30%（中小企業や公益法人は 22%）

法人税は平成 11 年に税率が下げられたため、実効税率は 40%程度になった。

（実効税率：法人税、事業税、法人住民税の合計税率）

表 実効税率の国際比較（2017 年 1 月現在）（アメリカ：カリフォルニア州、カナダ：オンタリオ州）



（財務省ホームページより）

4. たばこ税：<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/127.htm>

（国、道府県、市町村合わせて 1 本当たり約 12.2 円の税が課税されている）

| | 国税 | | | 地方税 | | | 合計 |
|-----------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|
| | たばこ税 | たばこ特別税 | 小計 | 道府県たばこ税 | 市町村たばこ税 | 小計 | |
| 紙巻・葉巻・パイプ | (円/千本) 5302 | (円/千本) 820 | (円/千本) 6122 | (円/千本) 860 | (円/千本) 5262 | (円/千本) 6122 | (円/千本) 12244 |

（平成 29 年 4 月の税率）

5. 揮発油税等：<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/132.htm>

（揮発油税：1 キロリットル当たり 48600 円 {暫定税率適用}）

（地方道路税：1 キロリットル当たり 5200 円 {暫定税率適用}）

（石油ガス税：1 キログラム当たり 17.5 円）

6. 酒税

酒税は、酒類の消費に着目して負担を求める間接消費税で、税率は数量による従量課税方式をとる。酒税法では、酒類を、「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分類し、その分類ごとに異なる税率を適用する。

| 区 分 | 税 率 (1ℓ当たり) | アルコール分 1度当たりの加算額 |
|--|---------------------------|--------------------------|
| 発 泡 性 酒 類 | 220,000円 | — |
| 発泡酒（麦芽比率25～50%未満） | 178,125円 | — |
| 〃（麦芽比率25%未満） | 134,250円 | — |
| その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一定のものを除く。)を除く。) | 80,000円 | — |
| 醸 造 酒 類 | 140,000円 | — |
| 清 酒 | 120,000円 | — |
| 果 実 酒 | 80,000円 | — |
| 蒸 留 酒 類 | (アルコール分21度未満) 200,000円 | (アルコール分21度以上) 10,000円 |
| ウイスキー・ブランデー・スピリッツ | (アルコール分38度未満) 370,000円 | (アルコール分38度以上) 10,000円 |
| 混 成 酒 類 | (アルコール分21度未満) 220,000円 | (アルコール分21度以上) 11,000円 |
| 合 成 清 酒 | 100,000円 | — |
| みりん・雑酒(みりん類似) | 20,000円 | — |
| 甘味果実酒・リキュール | (アルコール分13度未満) 120,000円 | (アルコール分13度以上) 10,000円 |
| 粉 末 酒 | 390,000円 | — |

(国税庁ホームページより)

(参考) 住民税 (地方税)

一般に、道府県民税と市町村民税を合わせて住民税という。地方自治の見地から、地域社会の費用を多数の住民で分担するという性格をもつ。

住民税には、個人が納める個人住民税と、法人が納める法人住民税がある。通常、個人住民税は、所得割と均等割の合算額が課税される。所得割は18年度より10%の比例税率になった。1月1日現在に居住する自治体で課税される。

| 課税対象 | 概要 |
|----------|---|
| 均等割 | 所得金額にかかわらず定額で課税される。 例 東京都：1000円 市区町村 3000円 |
| 所得割 | 前年の所得金額に応じて課税される。 都道府県：4% 市区町村：6% |
| 利子割 | 預貯金の利子等に課税される（一律5%）。 |
| 配当割 | 一定の上場株式等に課税される（5%）。 |
| 株式等譲渡所得割 | 源泉徴収口座内の株式等の譲渡に課税される（5%）。 |

配当割と株式譲渡所得割については平成23年までは税率3%である。

公的年金も住民税の課税対象となる。

(参考) 国税収入とその推移：日本では、所得税、法人税、消費税の税収が多い。

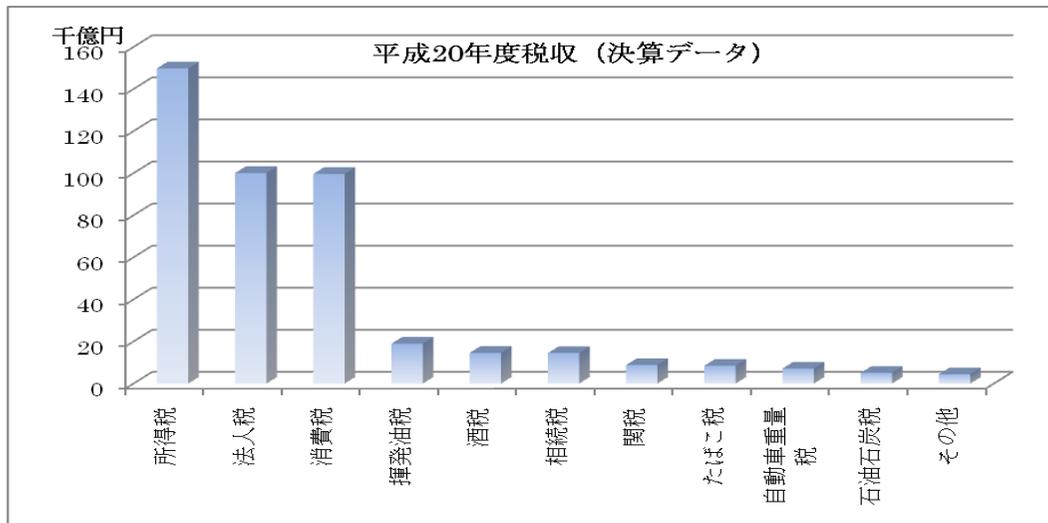


図 平成20年度 (2008年) の国税における税収

| (名称) | 税収(億円) | (名称) | 税収(億円) |
|------|--------|--------|--------|
| 所得税 | 149850 | 関税 | 8831 |
| 法人税 | 100106 | たばこ税 | 8509 |
| 消費税 | 99688 | 自動車重量税 | 7171 |
| 揮発油税 | 18994 | 石油石炭税 | 5110 |
| 酒税 | 14614 | その他 | 4466 |
| 相続税 | 14549 | | |

所得税、法人税は直接税と呼ばれ、景気の影響を受けやすい。一方、消費税は間接税と呼ばれ、景気の影響を受けにくい。

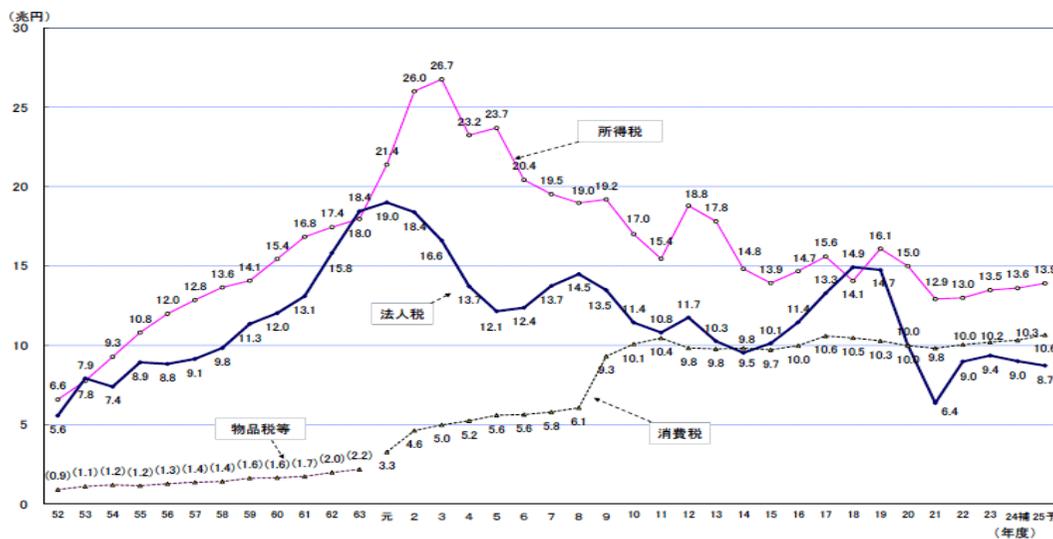


図 所得稅、法人稅、消費稅の稅收の推移

(3) 租税負担率と国民負担率

租税負担率：国民所得に占める租税の負担割合のこと。

国民負担率：国民所得に占める租税と社会保障費用の負担割合のこと。

潜在的国民負担率：国民所得に占める租税と社会保障費用と財政赤字の負担割合のこと。

$$\text{租税負担率} = \frac{\text{租税}}{\text{国民所得}}$$

$$\text{潜在的国民負担率} = \frac{\text{租税} + \text{社会保障負担} + \text{財政赤字}}{\text{国民所得}}$$

$$\text{国民負担率} = \frac{\text{租税} + \text{社会保障負担}}{\text{国民所得}}$$

| (日本) | 租税負担率 | 国民負担率 | 潜在的な国民負担率 |
|---------|-------|-------|-----------|
| 平成 16 年 | 22.4% | 36.8% | 44.9% |
| 平成 17 年 | 23.8% | 38.3% | 44.6% |
| 平成 18 年 | 24.3% | 39.1% | 43.5% |
| 平成 19 年 | 25.1% | 40.0% | 43.5% |
| 平成 20 年 | 25.1% | 40.1% | 43.5% |
| 平成 21 年 | 23.0% | 38.9% | 47.7% |
| 平成 22 年 | 21.5% | 39.0% | 52.3% |

(図説日本の財政各年版より)

3. 租税負担率と国民負担率の国際比較

